

庄原市の行政経営改革について

答 申 書

平成26年 2 月

庄原市行政経営改革審議会

平成26年 2月10日

庄原市長 木山 耕三 様

庄原市行政経営改革審議会
会 長 野 原 建 一

庄原市の行政経営改革について（答申）

平成25年 6月12日付けで諮問を受けた本市の行政経営改革について、次のとおり答申する。

本市は、平成17年 3月31日に合併を実現するとともに、平成18年 3月には「第1期の行政経営改革大綱」を策定し、合併直後における受益者負担及び事務事業の見直し、職員定数の適正化、起債発行額の抑制など、多様な取り組みを推進されてきたところである。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化、地域産業の低迷が続く中、平成 27 年度以降の合併算定替えによる普通交付税の縮減によって、自治体経営は極めて厳しい局面を迎えることは明白であり、一層の行政経営改革が要請されるところである。

こうした実情を踏まえ、第2期の行政経営改革は、特に次の視点を持って大綱を策定され、市長の強いリーダーシップにより積極的な実施に努められたい。

- ・ 行政自ら危機意識と改革意識を持ち、行政財政運営を徹底的に検証すること。
- ・ 庄原市まちづくり基本条例の趣旨に則り、市民との情報共有、意識共有に努め市民主役のまちづくりを一層進めるための行政経営改革を推進すること。
- ・ 実施計画の策定及び推進体制を整備し、進捗管理を徹底するとともに、その結果をわかりやすく市民に公表すること。

なお、本答申は、各委員が様々な立場から限られた時間の中で、行政経営改革という重要課題に対し慎重審議を重ねたものであり、その趣旨を尊重し、第2期の庄原市行政経営改革に臨まれたい。

目 次

項 目	掲載頁
1．行政評価の推進	1
2．行政組織の再編整備	3
3．職員数の適正化	5
4．人材育成の推進	9
5．人事評価制度の導入	1 1
6．職員給与の適正化	1 3
7．財政の健全化	
(1) 総括的事項	1 4
(2) 歳入の確保	1 5
(3) 補助金・負担金の見直し	1 7
8．公有財産の最適管理（ファシリティマネジメント）	
(1) 総括的事項	1 9
(2) 指定管理施設の最適運営	2 1
9．生活交通施策の見直し	2 3
10．事務処理の簡素化・効率化	2 5
11．「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進	
(1) まちづくり基本条例の実践	2 7
(2) 適切な情報提供	3 1
(3) 市民の参画機会の拡大	3 2
(4) 協働の推進	3 3

第 2 期行政経営改革審議会の開催状況

開催回数	開催日	主な内容		傍聴者数
第 1 回	平成25年 6 月12日	(審議)	・委員委嘱 ・諮問 ・市民アンケートの実施について	3
第 2 回	平成25年10月17日	(提案)	・市民アンケートの集計結果報告 ・庄原市の財政状況について説明 ・行政評価の推進 ・職員数の適正化	2
第 3 回	平成25年10月24日	(審議)	・行政評価の推進 ・職員数の適正化	2
第 4 回	平成25年11月 1 日	(審議) (提案)	・行政評価の推進 ・職員数の適正化 ・行政組織の再編整備・人材育成の推進	5
第 5 回	平成25年11月14日	(審議) (提案)	・職員数の適正化 ・行政組織の再編整備 ・人材育成の推進 ・人事評価制度の導入・職員給与の適正化 ・財政の健全化(総括的事項) ・歳入の確保	1
第 6 回	平成25年11月21日	(審議) (提案)	・職員数の適正化 ・行政組織の再編整備 ・人材育成の推進 ・人事評価制度の導入 ・職員給与の適正化 ・財政の健全化(総括的事項) ・歳入の確保 ・補助金負担金の見直し ・公共施設の最適管理の推進(総括的事項)	2
第 7 回	平成25年11月29日	(審議) (提案)	・補助金負担金の見直し ・公共施設の最適管理の推進(総括的事項) ・指定管理施設の最適運営 ・生活交通対策等の適正化 ・事務事業の適正化	1
第 8 回	平成25年12月 4 日	(審議) (提案)	・指定管理施設の最適運営 ・生活交通対策等の適正化 ・事務事業の適正化 ・まちづくり基本条例の実践 ・適切な情報提供 ・市民の参画機会の拡大 ・協働の推進	0
第 9 回	平成25年12月13日	(審議)	・まちづくり基本条例の実践 ・適切な情報提供 ・市民の参画機会の拡大 ・協働の推進	0
第10回	平成26年 2 月 7 日	(審議)	・答申の最終確認	2
答申	平成26年 2 月10日		・答申	

1. 行政評価の推進

総括的意見

市が実施している事務・事業を客観的に評価し、次年度以降の取り扱いを検討することは、行政運営における基本的事項のひとつである。

本市での評価は、一部の事業を除き自己評価で完結しているが、まちづくり基本条例の趣旨も踏まえ、外部委員をはじめ市民の参画を得て、受益者・納税者・関係者などの多様な視点から評価・検証するシステムの構築が必要である。

具体的事項及び留意事項

ア 本市独自のシステム構築

- ・ 市民モニター(インターネット、書面での意見募集)の活用をはじめ、幅広い分野・年齢層から外部委員を登用し、まちづくり基本条例に規定する市民参画を得た評価システムとすること。
なお、利用者、関係者、その他の市民の偏りのない評価とするため、市民モニターの登録を促進すること。
- ・ 評価の視点は、必要性、優先度、認知度、有効性、受益者満足度、市民(納税者)納得度、代替性、まちづくり基本条例の趣旨に沿っているかを基本とすること。
- ・ 試行を行い、その結果に応じて実施要綱の制定及び本格導入を図ること。

イ 適切な情報提供

- ・ 市民評価の前提として、積極的かつ適切な情報提供に努めること。

ウ 評価指標の設定

- ・ 原則として、結果・成果それぞれの指標を設定すること。
 - アウトプット(結果)指標
事業の活動量や活動実績(公共サービスの産出量)
会議やイベントの開催数、補助金の採択件数など
 - アウトカム(成果)指標
受益者(国民や住民)の観点から捉えた具体的な効果や効用を基準とする指標
会議・イベントの参加者数や理解度、観光客の満足度など
- ・ 代替性の視点においては、行政、民間、地域、団体等の役割分担の最適化を重視すること。

エ 評価結果の適切な活用

- ・ 事業の方向性は、多様な立場での評価を反映しつつ本市の財政状況などの実情を考慮して決定すること。
- ・ 行政評価が単に行政事務の合理化のための手段とならないよう留意すること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 本市独自のシステム構築)

行政評価について、他の市と同じ仕組みではなく、本市としての独自性があるものにしてもらいたい。

プラモニは、募集活動を積極的に行うとともに、参加しやすい仕組みに工夫すること。

評価委員について、高齢者や子ども等、声を出しにくい方の意見が汲み取れる体制をお願いしたい。特に本市は、高齢者の比率も高くお願いしたい。

納税者納得度という評価をどのように活用するか大事なことだと思う。

(ウ 評価指標の設定)

他の会議のことであるが、達成度評価で「会議を開いたから達成した」という評価結果であった。この事例の場合は、会議を開いたかではなく、どの程度住民が関わったかが本来の評価基準ではないのではないかと思った。評価指標の決め方は非常に重要である。

(エ 評価結果の適切な活用)

評価においては、他の市ではやっていないから必要ないということではなく、本市では必要な事業があると思うので、本市の実情にあった視点での評価が必要と思う。

(その他)

協働の視点というのがあるが、アウトソーシングのやり方をしっかり議論できる制度にしてほしい。

自治振興区への補助メニューが多く、住民の負担も大きすぎる。事業効果と負担について検証が必要である。

2. 行政組織の再編整備

総括的意見

社会環境の変化や新たな行政課題、多様な住民ニーズに対応するため、合併効果や意思決定の迅速化、支所機能のあり方を検討する中で、機能的・効率的な組織再編に取り組む必要がある。

その際、事務事業の総点検を行い、行政がすべきこと、民間で行うことが適当若しくは効果的な事項について抜本的に見直すこと。

具体的事項及び留意事項

ア 職員配置

- ・ 平成33年4月の目標定数を設定し、「定数削減に対応できる職員配置」を行うこと。
- ・ 権限移譲等の新たな需要に伴う配置については、移譲の時期、項目、必要職員数等を踏まえて別に検討すること。

イ 組織・機構

- ・ 普通交付税の合併特例措置の終了を考慮し、本庁と支所の機能分担及び本庁と支所、支所と支所の連携強化を踏まえつつ、より効率的な行政運営が可能な組織体制を検討すること。
- ・ 地方分権の進展、少子高齢化、複雑多様化する市民ニーズ等に対応できる機能・体制を整備すること。
- ・ 広大な区域面積を考慮し、当面、支所機能の維持を基本とすること。
- ・ 本庁への機能集約は管理部門を基本とし、地域(支所管内)のサービス低下を招かないよう、戸籍・住民票、証明書等の交付業務、各種相談業務のほか、福祉、医療、健康推進等の分野については、特段の配慮を行うこと。

ウ 災害への対応

- ・ 大規模災害に柔軟に対応できるよう、勤務場所にとらわれない機動的かつ効率的な体制を検討すること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(イ 組織・機構)

組織機構について例外なき見直しが必要。総合支所機能の維持を基本とする必要はないのではないか。

総合支所機能について、すべての機能を有する必要はないのではないか。類似都市をみても、教育委員会組織を支所に配置する必要があるのか議論が必要である。

支所組織の見直しにあたっては、サービス部門の縮小は問題があるので、管理部門の見直しは一般的であると思う。支所の権限を見直し事務的な権限は、本庁に集約すべきである。

支所は実働部隊だと思う。これ以上縮小すると行政と住民の関係が壊れてしまい、著しくサービスが低下するのではないか。

支所管内の実情や特性を熟知した職員が行うサービスと他の職員ではサービスの質に違いがあると思うので、そのあたりも考慮が必要。

人口が減少している中、課を増やすというのはいかがなものか。縦割りの弊害や、庶務機能も必要になるので、プロジェクトチーム等での対応も検討されたい。

小規模の係があり非効率な部分があるのではないか。

(ウ 災害への対応)

支所については、ゲリラ豪雨など災害時に対応できる人員と地元在住職員を配置してほしい。

(その他)

部長制について、関係課の連携・調整を図るため、幹事課の課長が部長を併任するなど、人員増を伴わない仕組みの中で検討が必要。

協働のまちづくりを推進するのであれば、それを所管する部署の充実も検討すべき。

3. 職員数の適正化

総括的意見

合併効果として、職員数の削減による行政経費の抑制が期待されており、さらに市民アンケートの結果及び本市の「財政力指数(0.26)」、「自主財源比率(18.5%)」などの財政指標が他団体と比較して低位にある状況を踏まえ、削減を前提とした目標定数を設定すること。

なお、審議会においては、平成33年4月の目標定数は、定員回帰指標(面積・予測人口によって算出)に基づく516人以内(西城市民病院の病院技師職を除く総職員数)が適当と判断する。

具体的事項及び留意事項

ア 「第2期・庄原市定員適正化計画」の策定

- ・ 速やかに第2期の定員適正化計画を策定し、各年度の目標職員定数を設定すること。

イ 目標職員定数の設定にかかる基本方針

- ・ 平成33年4月の目標定数は、次により整理すること。
 - 総職員数(西城市民病院の病院技師職を除く)での設定
 - 今後の人口推移を踏まえた設定
 - 総務省の示した算定基準に基づく算定
 - 削減は、年次的に実施
 - 近隣同規模団体との比較を行い、著しく均衡を失さない範囲での設定

ウ 目標職員定数の見直し

- ・ 次の事情により、目標定数と実態に著しい差異を生じることとなった場合は、行政経営改革審議会の意見を徴し、目標定数の見直しを行うこと。

(ア) 削減補正要因

- 事務事業のアウトソーシング
- 事務事業の終了等
- 施設管理の見直し

(イ) 増員補正要因

- 新たな法定移譲事務の発生又は県の移譲事務量の増
- 法令等に基づく事務・事業の創設
- その他、将来にわたり安定的な行政運営を行うため必要と判断した場合

エ 考慮すべき事項

- ・ 協働や民間委託の可能性を模索すること。
- ・ 施設管理については、指定管理・民間委託を推進すること。
- ・ 再任用制度等を考慮した定数管理を行うこと。
- ・ 最適な組織機構の整備や事務事業の効率化に努め、時間外勤務手当の増を招かないこと。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 「庄原市定員適正化計画」の策定)

なかなか具体的な数字を示すのは難しいと思うが、具体的な目標定数を記載すべきと思う。

(イ 目標職員定数の設定にかかる基本方針)

職員数は、減らしていかなければならない。資料も提示され理解できたので、目標数516人以内で良いと思う。

根拠のある削減をしないといけない。現在でも各市町村の職員数に開きがあるので、辛い選択や判断が必要と思うが、何らかの理論的な根拠に基づき算定し、どこへどのように配分するかどのように効率化を図るかを考えないと、職員が多くいてほしいだけでは済まない。

市民に説明するのであれば、他の市と同様であるとか、近づいているのであれば説明がしやすく納得が得られると思う。人数が少なくなっても工夫すればできることは沢山あるのではないかと。

(ウ 目標職員定数の見直し)

平成33年に本市がどうなっているのかの議論も必要と思う。

(エ 考慮すべき事項)

定数を削減し、時間外勤務を増やして業務を行ったのでは、住民の理解は得られない。

(その他 財政課題)

人件費をみると民間ではこのような給料を出せるどころはなく、もっと厳しい環境で経済活動をしているので、そこを理解しながら検討して行かないといけない。サービスの低下や人事配置を含めて節約して行かないと、収入が減少するのはわかっているので、財政健全化の解決方法を模索しないといけない。

面積が広いというのわかるが、面積が広いからと言って、それに見合った収入があるのかどうかを考慮しなければならない。交付税に面積での算定があるのであれば、その範囲内に限り認めるということであって、それを超えてまで、どんどん増やすということにはならないのではないかと。近隣の類似団体と比較して定員は多く人件費も高い。

人件費とセットの議論が必要であり、人員だけ削減すればよいというものではない。

現在の財政状況を市民に説明をして理解を求めることが必要である。

経営改革には、「ない袖は振れない」というのが一番だと思う。市民に何億収入が減るということを開示し、職員は何人減らすと、市民にサービス低下への理解を求めべきと思う。

財源が減っていくことだけで、議論が進んでいるように思うので、収入が増えるようなこと仕組みを考えないといけない。収入が増えるのであれば、人件費が増えても魅力的なまちづくりを進めれば良いと思っている。

【第2期審議会での主な意見】

(その他)

削減しなければならないということは理解できるが、職員は必死に業務を行っていると思う。これ以上削減を行ったとき、置き去りにされる人がどれだけいるのか、この資料をみると数字について納得できる一方、不安も大きく感じる。

市民も職員も厳しい中で、どのように誇れるまちづくりを進めていけるかが課題だと思う。

削減は仕方ないと思うが、声が出せない人がまだ沢山いる。特に支所管内では活気がなくなっており、支所が大事であることを実感した。

一面では、保健師の配置による健康指導の充実で医療費を抑えるなどの効果もあり、画一的に職員数を抑えればいいと言うものでもないかもしれない。

将来の人材をどのように育てていくかを考慮する必要があり、若手を育てるプラスの定数も必要ではないか。

具体的な目標定数を大綱に掲載すべきである。

アンケートでも職員数が減った方がいいという回答が多いが、何人とは書いてない。現在の人員が適正な人数か我々では判断できない。ここまで努力してきたので、適正に限りなく近いのではないかという判断はできると思うが、これが絶対正しいとも言い切れない。

4 . 人材育成の推進

総括的意見

多様化する行政ニーズに限られた人員で対応するためには、職員一人ひとりのスキルアップが不可欠であり、「庄原市人材育成基本方針」を基底とした職員育成の充実を図り、職員の総合的な資質向上・能力発揮に努めること。

具体的事項及び留意事項

ア 「人材育成基本方針」の徹底

- ・ 当該方針の職員周知及び自覚・意識の向上を図ること。
- ・ 当該方針に沿った職員育成を着実に実施するため、実施計画を策定するとともに進捗管理を行うこと。
- ・ 自己申告研修を積極的に活用すること。
- ・ 自らテーマを設定し、研究する自己啓発研修を推進すること。

イ 派遣研修

- ・ 民間企業、他の地方公共団体、関係団体等への派遣研修を検討すること。

ウ 庁内研修

- ・ 各管理職を責任者として、職場単位で「職員が自ら伸びる力」を刺激する環境を整えること。
各管理職が自ら考え実行する人材育成施策
職場のコミュニケーション
若手職員の志を汲み取れる職場風土
早期に上司が職員の身上を把握しフォローできる体制整備
全職員が庄原市の現状(財政状況等)を認識する機会の設定

エ 市民との対話

- ・ 協働の精神のもと職員が地域に入り、市民と対話し意見を聴取する新たな取り組みを検討すること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 「庄原市人材育成基本方針」の推進)

人材育成基本方針の職員像は素晴らしいと思うので、これを形骸化してはいけない。常に職員が文面を携帯する必要があるのではないか。

人材育成基本方針の内容は素晴らしいと思うが、市職員がどの程度熟知しているのか。

人材育成基本方針に自己啓発の項があり、職員は自ら能力向上に努めてほしい。

(イ 派遣研修)

研修の内容について、市民との交流・コミュニケーションを図り、ファシリテーションなどといわれる市民の意見を集約し促し、地域とのつながりの中で力を発揮できるよう、行政に限らず色々なところに派遣してみてもどうか。

待遇において基本的な部分が欠けている。民間企業等での派遣研修が必要ではないか。

県庁の例では、毎朝7か条を復唱するなど、形で表せる研修も必要である。まずは、民間を含めた人事交流が必要ではないか。

(ウ 庁内研修)

意識改革は、他から言われてすることではなく、自分自身で考え葛藤し、自分の中でどうしようかと考えることが大切である。「課」として話し合い、伸ばして取り組む職場づくりが必要。

審議会での意見と同様なことを市民が感じていると思うので、人材育成については、外部からの意見で変わるのではなく市役所内部で是非実行してほしい。

行政の仕事は定量的な数量で計れるものではないので、うまく目標設定をする必要があるが、大掛かりなことではなく職場のコミュニケーションを図ればいいのか。

役所に採用された時の志をくみ取っていける管理者であってほしい。

職員の悩みも多様化しており、早期に上司が職員の身上を把握しフォローできる体制を整備する必要がある。

(エ 市民との対話)

具体的な仕組みを創ることが必要と思う。他の自治体の例を紹介すると、「地域担当制度」を創設し、就業後に自分の担当地域のイベントに参加するという制度や「上司の評価制度」、「自己研修制度の義務化」、「ノーパソコンデー」として午後からは地域に出向くというような仕組みもある。検討してみてもどうか。

(その他)

長期間、同一業務に携われれば職員能力の向上につながるのではないか。

職員の残業が長時間に及んでいる。時間内に仕事を終えることも職員能力の一つではないか。

地元中小企業と比較すると高水準であり、職員も自覚し職務にあたってほしい。

5 . 人事評価制度の導入

総括的意見

人材育成基本方針に掲載された「評価結果に基づく人事配置や給与への反映」について、早期に対応すること。

具体的事項及び留意事項

ア 人事評価制度の構築

- ・ 勤務成績が昇給や勤勉手当に反映できる制度とすること。
- ・ 客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある制度とすること。
- ・ 複数段階での評価及び過去の評価も参考とする制度とすること。
- ・ 管理者と職員の円滑な意思疎通の確保の観点を踏まえ、面談を導入すること。

イ 人材育成の観点からの評価制度

- ・ 目標志向型の評価制度を検討すること。
- ・ 自己評価を実施すること。
- ・ 職員提案制度や表彰制度の導入を検討すること。

ウ 試行実施

- ・ 状況に応じて試行実施し、その場合は、結果を踏まえて本格導入を図ること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 人事評価制度の構築)

評価を昇給や勤勉手当に反映させないといけない。

人事評価は、以前の上司を含め複数の評価を参考にする必要がある。

内部だけでなく関係団体などの視点からの評価も導入を検討すること。

面接を行うことにより、職務上の課題、健康面・メンタル面を含め様々なことがわかってくると思う。

(イ 人材育成の観点からの評価制度)

医療とか介護の分野でも定量的に成果を示すことが難しく、行政において人事評価がうまく導入できないというのは理解できる。こういったものは、数字として待遇面に反映させるのは難しいと思うので、人材育成の面から簡単な目標で管理する目標志向形でもいいのではないかなと思う。

自己評価を行うと職員が考えていることがわかるので、是非実施してほしい。

職員が施策や改善点を提案し、内部審査会で効果などの審議を行い、優れた提案は実行に向けて検討し、提案職員を表彰するような「職員提案制度」を導入してはどうか。

(ウ 試行実施)

難しいと思うが意欲のある職員を伸ばすためにも人事評価の導入が必要であるし、一度やっただけでうまくいかないかもしれないが改善を重ねながら進めていかないと思う。

(その他)

異動に関して、適材適所の配置を行うためにも人事評価制度は必要であると思う。

6. 職員給与の適正化

総括的意見

ラスパイレス指数(国家公務員の給与水準)を下回るだけでなく、本市の厳しい財政状況への危機意識をもって職員給与の適正化に努めること。

具体的事項及び留意事項

ア 給与体系の見直し

- ・ 人事院勧告・ラスパイレス指数等の情報を的確に把握し、適正に判断すること。
- ・ 「財政計画(仮称)」における将来の財政状況を考慮すること。

イ 組織の活性化

- ・ 職員の士気を確保しつつ能率的な人事管理を推進すること。
- ・ 職務・職責や勤務成績に応じた給与システムを構築すること。
- ・ 人材育成・職員の意識改革を図る視点からも、勤務成績を昇任へ反映すること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 給与体系の見直し)

ラスパイレス指数も参考にはなるが、県下で下から2番目であるのこれでいいということではなく、特に財政健全化期間だけでも少なくとも交付税の算定替えに耐えうるシビアな計画が必要ではないかと思う。

7. 財政の健全化

(1) 総括的事項

総括的意見

過去の財政分析、将来予測をわかりやすく示す中で、すべての職員・市民が、本市の財政指標は他団体と比較して低位にあるという状況を再認識し、歳入の確保、歳出の抑制に努め、安定的・持続的な財政健全化の取り組みを実践すること。

具体的事項及び留意事項

ア 「財政計画(仮称)」の策定

- ・ すみやかに合併算定替に伴う歳入減を踏まえた「財政計画(仮称)」を策定すること。
- ・ 依存財源の比率が高く、不安定な財政基盤である本市の状況に応じた計画とすること。
- ・ 計画及び毎年度の進捗状況を行政経営改革審議会に報告すること。

イ 企業会計等

- ・ 企業会計・特別会計への繰出基準を明確にすること。
- ・ 各会計の総合的な健全化施策を実施すること。

ウ 情報提供

- ・ 市民に本市の財政状況をわかりやすく公表し、意見・理解を求めること。
- ・ 問題提起型の情報提供を検討すること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 「財政計画(仮称)」の策定)

交付税の合併算定替えによる歳入減少問題は今始まった訳ではなく、承知の上で合併しているものであり、早急に対策を検討すべき。

特に財政力指数が0.26と低いことが問題である。このような状況にあり、まだ、財政計画ができていないのはいかなものか。

無理な目標ではなく、県下最下位のランクをせめて1ランクでも上にするまでは、辛抱しようという具体的な目標を定めるべきである。

(イ 企業会計等)

企業会計、特別会計についても、対応を検討すべきである。

介護保険特別会計は今後も予算規模が増加の一途を辿ることとなる。これらに講じる対策を掲載すべき。

西城市民病院のあり方についても議論すべき。

(ウ 情報提供)

広報紙で起債残高が減少したので財政状況が改善しましたという情報提供では、住民が主役のまちづくりは推進できないのではないかと。情報を持っている行政がこの地域はどういった状況で、5年後このような状況になりますよ、どのような取り組みをしますかといった、自分たちで考えられる問題提起型の情報提供が必要である。

7. 財政の健全化

(2) 歳入の確保

総括的意見

市税を始めとする自主財源の確保に努めるとともに、公平性と適正な受益者負担の視点で「納税者全体」が納得できる使用料等の見直しを検討すること。

また、多額の未収金については、早急に解消すべき重要課題であり、あらゆる対策を講じること。

具体的事項及び留意事項

ア 多様な財源の確保策

- ・ あらゆる収入確保策を検討すること。
- ・ 市税収入の増加を促す振興策を検討すること。
- ・ ふるさと納税については、本市出身者を中心に積極的なPRを行うこと。

イ 使用料

- ・ 施設使用料は、厳しい財政状況を勘案し、有料を基本に見直しを検討すること。
- ・ 簡易水道・下水道使用料は、企業会計への移行を念頭に料金体系の見直しを行うこと。

ウ 収納対策

- ・ 滞納者に対する行政サービスの制限及び法的措置を検討すること。
- ・ 「滞納管理システム」の導入等、滞納情報を庁内で一元的に管理すること。
- ・ 民間への徴収事務の委託等を検討すること。
- ・ 市の財政状況、公金が果たす住民生活への効果等の啓発を行うこと。
- ・ 収納対策は、行政・市民総ぐるみで対応すること。
- ・ 滞納者に対する総合的な納付相談を実施すること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 多様な財源の確保策)

自主財源比率が18.5%しかない状況において、市の大綱である以上、市税収入が増えるような施策を掲げるべきではないか。

庄原出身者等に対し、これまで今以上に「ふるさと納税」についてPRを行うべきである。

ふるさと納税について、多少のバックマージンを負担するとしても市役所外と連携した取り組みが可能ではないか。

生まれたふるさとから年に1回便りが来る。工夫を行い何か庄原市の発信ができないか。

(イ 使用料)

受益者負担については、無料ではなく、500円のワンコインで限りなく無料に近くてもいいので、利用者の意識醸成のためにも有料とすべき。そこまでやらないといけない状況にあると思うので、そういった細かい部分も積み上げていただきたい。

(ウ 収納対策)

収納対策については、とにかく毅然とした対応が必要である。

滞納者に対する措置についても、受益者負担の公平性を確保するため本市の大変な状況を発信しつつ実施してほしい。

市営住宅の管理に関し、家賃収納までを一括し民間に委託している事例もある。これにより、職員の負荷も下げられると思う。

自治会や教育の場・PTAの集会など色々な場面で、市の仕組みや市民が負担すべきこと、市の現状を啓発する必要があるのではないか。

収納率などの現状をしっかりと公表し、取り組む必要がある。

この収納率をみると、危機的な実態が窺える。交付税に頼るのではなく、自主財源の大きな柱である市税の確保について、市民が本気になる施策を早期に進めていかないといけない。

自主財源の確保という観点から、滞納者に対しては厳しい姿勢で臨むということが大切で、行政・市民総ぐるみで対応していかなければならない。

徴収対策に職員提案制度などを活用すべきではないか。

納税者に還元できる仕組みが検討できないか。

7. 財政の健全化

(3) 補助金・負担金の見直し

総括的意見

厳しい財政状況やサービスの公平性、行政責任や事業効果等の多面的な視点から、補助事業・負担金の支出について抜本的な見直しを行うとともに、補助金・負担金の支出状況を、市民へ積極的に情報公開し、見直しへの理解を求めること。

特に補助金は、「交付すべきもの」ではなく「交付できるもの」との原点に立ち返り、市税などの額に応じた総量規制・基準設定などを検討し、増加の抑制に努めること。

地方自治法(抜粋)

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

具体的事項及び留意事項

ア 補助金

(ア) 新設

- ・ 補助金制度を新設する場合は、その必要性や効果等を十分検証しながら、庁内の検討組織に諮り判断すること。

(イ) 見直し

- ・ 客観的な評価内容を公表すること。
- ・ 既存の補助事業については、行政評価制度等を活用して常に見直し、その必要性や効果が十分期待できなくなった事業については、積極的に廃止、縮小を図ること。

(ウ) 補助団体の自立促進

- ・ 補助金等の収入比率が2/3以上の団体については、次の方針を基本に対応すること。
比率 2/3 以上団体名とその理由を公表(やむを得ないと認められる団体)
比率 2/3 以上団体名とその理由を公表、改善計画の策定とその内容の公表(改善必要団体)
将来にわたり改善が困難と認められる団体は、補助金を終了
- ・ 団体の活動状況・運営状況を調査するとともに、類似団体との比較を行うこと。

(エ) 要綱の制定

- ・ 事業補助金については、すべて個別の交付要綱(告示)を制定し、終期を設定すること。

(オ) 審査・調査

- ・ 事業主管課及び財政主管課が連携し、事業執行状況について厳格な審査・調査を行うこと。

イ 負担金

- ・ 市が負担すべき金額の積算根拠等を個別に審査すること。
- ・ 加入負担金については、脱退を含め加入の必要性を検討すること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 補助金 (イ) 見直し)

国の制度で実施しなければならないものもあり、一律削減は難しいと思うので、市民の代表を入れてチェックをするしかないと思う。また、削減ありきの見直しだけでなく、より効果が上がる視点での見直しも検討すべき。

合併時に旧市町の補助金が未調整となっているものがあると思う。この整理も必要ではないか。

これまでできなかったことであり、理念だけではできない。具体的な目標を持ってもっと思い切った対応が必要である。

(ア 補助金 (ウ) 補助団体の自立促進)

ほとんどが補助金で賄うようなことにならないよう、各種団体の総予算の何割までしか交付しないというような基準も必要ではないか。また、紙一枚で交付を決定するのではなく、交付団体の状況を把握し、調整も行うことも大切である。

補助金が占める年収比率について、ボランティアの団体が一律にカットされると「まちづくり」の活動に支障が生じるのではないか。

(その他)

子育て支援の中で、出産祝い金は、県内で本市だけ実施しているが、どのくらい効果が出ているのか疑問がある。

8．公有財産の最適管理（ファシリティマネジメント）

（1）総括的事項

総括的意見

市民ニーズの多様化や経済成長に併せて整備された公共施設は、今後、大規模改修や建替え時期を迎えることから、維持管理や保全整備の経費増が避けられない状況にある。

一方で、これまでの財産管理は、個別施設のみを捉えて活用策・維持管理方針を決定していたが、最少の経費で最大の効果を発揮しなければならない責務を踏まえ、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点に立った公有財産の最適管理(ファシリティマネジメント)を行うこと。

具体的事項及び留意事項

ア 基本方針の策定

- ・ 公有財産(普通財産を含む)の利活用方針及び利活用計画を策定すること。
- ・ 施設管理計画を策定し、長期的視点に立った改修・修繕と財政負担の平準化を図ること。
- ・ 類似施設との比較や委託業務の発注方法の最適化を行い、コストの削減に努めること。

イ 財産の把握

- ・ 財産の基礎データ及び維持コストを含むファシリティ情報を整備すること。
- ・ データベース化にあたっては、利用状況や老朽化などを勘案し、職員が明確に施設重要度を把握できるようランク付け等の記載も検討すること。
- ・ データベース化作業及び利活用方針等の策定に複数年を要する場合は、先行して所管部署において統合・廃止する施設を選定し対応すること。

ウ 未利用財産の活用

- ・ 未利用財産については、一元的な体制のもと売却や貸付等利活用・処分を行うこと。
社会福祉法人等の公共的団体を対象とした未利用財産の情報提供
民間宅地建物取引業者への媒介業務委託の検討
- ・ 未利用財産のうち存続を決定した施設については、地域への譲渡又は貸与を基本とし、危険防除等の真にやむを得ない場合を除き、修繕を含め公費による管理は行わないこと。
- ・ 休校施設の利活用及び処分の方針を早期に示すこと。

エ 施設の統廃合

- ・ 類似施設の統合やニーズ縮小による施設廃止を含め、積極的な施設の統廃合を行うこと。
- ・ 指定管理者制度を導入してもなお、所期の設置目的を達成できない施設については、廃止を基本とすること。

オ その他

- ・ 道路・上下水道等のインフラ更新費用を対象とした基金造成を検討すること。
- ・ 今後の保育所運営のあり方(指定管理者制度の導入、再配置等)について方針を示すこと。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(イ 財産の把握)

折角データベース化するのであれば、写真を添付し利用状況や老朽化などを勘案し、重要度のランク付けなど明確に職員が判断できるような記載も検討すべき。

データベース化作業に複数年を要するようであれば、先行して各課・支所で廃止する施設を選定し先行処理することも検討すべき。

(ウ 未利用財産の活用)

社会福祉法人だけでなく他の公共的団体を含めて情報提供を行うことは良いことである。

未利用財産の中でも地域の事情で残さないといけない施設については、直営管理ではなく地域へ無償貸与で任せるといった手法もある。

学校は、休校になれば選挙等で利用していても未利用財産として扱うべき。

地域では、小学校が廃校になっても「地域の心の拠り所である。」という意見もある。

休校施設の今後の方向性について、取り扱い方針を早期に示すべきである。

(エ 施設の統廃合)

いまある施設の統廃合を含めた見直しもセットで議論すべきではないかと思う。また、施設管理についてもチェックが甘いのではないか。

思い切って残す施設と廃止する施設を仕分けしないとイケない中で、「施設廃止を含め検討を行う」では弱いのではないか。

指定管理も進んでいるが、指定管理者制度の導入がゴールではなく、売却などの検討や保育所でも社会福祉法人へ任せるといった様々な手法を思い切ってやらないとイケない。

(オ その他)

指定管理者制度の導入がすべていいとは思わないが、今後の保育所の運営方針について、第2期大綱においても記載すべきである。

ごみ処理施設の管理費は、衛生環境を保つため増嵩してもやむを得ないとする。

8．公有財産の最適管理（ファシリティマネジメント）

（2） 指定管理施設の最適運営

総括的意見

指定管理者制度は、適当と判断される施設への導入・適用が概ね終了し、サービスの向上、管理事務の効率化、維持経費の縮減などに一定の成果・効果が得られている。

今後、指定管理施設について、モニタリングや行政評価を実施し、管理・運営のチェック体制を確立すること。

具体的事項及び留意事項

ア 適切な管理運営

- ・ 指定管理施設についても、当然に市には設置者としての責任があることから、指定管理者との連携を図るとともに、同管理者に対して適切な指導監督、必要な助言・提案を行うこと。
- ・ 指定管理者の公募においては、競争性・公平性・透明性を確保、重視すること。
- ・ 指定管理料については、定期的な積算基準の見直しを行うこと。
- ・ 地域特性を活かした管理運営に配慮すること。

イ モニタリングの実施

- ・ モニタリングの導入及び評価制度を適用し、その結果については、市民に公表すること。
- ・ 市、指定管理者、利用者の視点に加え、「施設を利用する機会がない又は少ない市民」の意見を反映できる制度について検討すること。
- ・ 評価にあたっては、単に施設の管理に留まらず、利用促進の状況、収益施設の営業実績等を含め、総合的な評価を実施すること。

ウ 管理運営の見直し等

- ・ すべての公の施設の設置目的、指定管理者の業務範囲、管理運営の状況等を踏まえ、随時見直しを行うこと。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 指定管理者の管理及び連携)

「指導監督」に加え、市も一緒によりよい方向性を検討できるような文言を加えてはどうか。指定管理者の公募にかかる「透明性」について、市民にもわかりやすく伝えてほしい。

管理能力も大切であるが、施設によっては地域の個性が大切なものもあり、地域に密着した管理者を選定することも必要ではないか。

(イ モニタリングの実施)

指定管理者導入施設への行政評価・モニタリングは、是非、実施すべきと考える。

モニタリングや評価内容を公表すること。

施設利用者だけでなく、周りの市民の声を参考意見として、聴取できる制度にしてほしい。

指定管理者の更新時にわかりやすく評価を行い、成果実績が伸びているか、下降しているかを明確にしておく必要がある。

(その他)

指定管理施設のうち、収益を上げるべき性質のものが、指定管理料でまかなえばいいという考えになり、自分のこととして努力する姿勢が見えない施設が見受けられる。

コスト削減に偏重し、非正規職員での運営等、就労環境に課題がある施設があると思う。

9. 生活交通施策の見直し

総括的意見

市が実施又は支援する生活交通施策への負担は、平成20年度の2億2,512万円から平成24年度には2億5,790万円と年々増加しており、一方では利用者の減少に伴う減便等により市民の生活交通の確保は、ますます厳しい状況にある。については、全市的なまちづくりの視点から生活交通のあり方を再検討し、市の再編計画に掲げた目標値を踏まえ、早急に抜本的な改革・見直しを行うこと。

具体的事項及び留意事項

ア 庄原市生活交通ネットワーク再編計画

- ・ 計画の実施効果を検証し、必要な対策や見直しを早急を実施すること。
- ・ 総合的なまちづくりの視点から、公共負担と市民負担のあり方については、経営改革、福祉推進の両面から慎重に検討を行うこと。
- ・ 地域ニーズを的確に把握し、定期バス運行という形態にとらわれず、デマンドタクシー(乗合)等を含め、財政負担と市民の利便性を考慮し、最適な運行体系を検討すること。

財政状況に関する市民理解の促進と、持続可能な生活交通の再編整備

全庁的な検討及び市民の意見の聴取と十分な議論

バスは市職員による乗降調査、デマンド型はアンケート等による地域ニーズの的確な把握

デマンド型は、利用の有無にかかわらず、対象地域世帯の登録義務化や会費の徴収を含めた検討

地域住民を主体とする検討組織の整備・充実

イ 通学・通園支援

- ・ 合併以後の未調整項目である「小中学校遠距離通学支援」については、公平性の視点及び地域事情を踏まえつつ、新たな方針の策定及び適用を検討すること。
- ・ 生活交通対策と連携し、保育所・小学校の輸送手段(スクールバスほか)について、最適化を検討すること。

ウ モビリティ・マネジメント()の推進

- ・ 高齢者、子どもを対象とした公共交通乗り方教室等の実施を検討すること。
- ・ 動機付け冊子や利用促進広報の発行、公共交通利用ガイドの作成などについて検討すること。

モビリティ・マネジメント(MM)

「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の施策を意味するもので、都市部では交通渋滞・環境汚染対策、地方部では公共交通利用促進への効果が期待される。【再編から利用促進へ】

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 庄原市生活交通ネットワーク再編計画)

生活交通運行補助金が年々増えていることも事実であり、考えなければならないことである。

極端に言えば集落の再編を含め、将来に向けてどうしていくのか、総合的なまちづくりを見据える中で、生活交通を検討していかなければいけない。そうした意図を行政経営改革大綱に掲載していただきたい。

費用負担を減らし持続可能な体系整備を進める行政経営改革の視点がひとつ、もう一方は、ある程度の福祉の負担はやむを得ないという視点もある。

本市の厳しい財政状況をわかりやすく市民に伝えることで、再編への理解が得られるのではないかと。

利用者の意見をしっかり反映して再編を行ってほしい。

デマンドタクシーへの転換が掲げているが、便数も減少することになり、生活交通にとってベターな方向なのか疑問である。

市民のニーズを的確に把握し、積極的にデマンド型に転換を図るのであればいいと思う。

市の内部で再編計画はこれでいいのかという方針をしっかりと出していきたい。単に経費を削減すればいいということではなく、行政経営改革という視点で書き込んでほしい。

会員登録を義務付け、会費を徴収し、半強制的に利用を促すような仕組みを作っており、主管課で議論を行ってほしい。

公共負担の守備範囲と会費制を含め市民がどこまで負担するかなどの視点をどこまで大綱の中に盛り込んでいくかが重要であり、ただ単に委託料・補助金を減らすという問題ではないと思う。

(イ スクールバス)

地域のふれあいの観点から、子どもも高齢者も地域の住民も同じバスに乗るのが自然であると思う。

義務教育であり行政の責任においてスクールバス運行を実施すべきである。その経費が増加してもしかるべきであると考え。また、国へも財政支援を要望すべきである。

スクールバスについては、同じ距離でも平坦な地形や急峻な地形など地域実情もあり、統一・平準化を行うと便利な地域はよいが、周辺部は困ることがあり、地域を離れる要因にもなるので、大綱に「統一・平準化」表現は、掲載しない方がいいと思う。

私の地域は、中学生がバス料金無料で通学できるとのことであったが、十分自転車で通学できる距離であると思う。便利がいいのはわかるが、見直しを行わないと経費がかさむ一方である。

(ウ モビリティ・マネジメント()の推進)

バス会社においても、バスを利用してもらえる方策を実施すべきと思う。

バスの乗り方教室は、大変好評であったと聞いている。高齢者も交通手段に困っているがバスの乗り方がわからないので抵抗がある方もあり、このような取り組みが必要であると思う。

10. 事務処理の簡素化・効率化

総括的意見

施設利用申請書のホームページ登載や補助金申請ガイドの広報紙掲載など、事務処理の簡素化・効率化に取り組まれているが、市民から事務手続きの煩雑さ等の声が寄せられており、一層の利便性向上及び経費節減を検討すること。

具体的事項及び留意事項

ア インターネットの活用

- ・ インターネットを利用した手続きの簡素化・効率化を進めること。
必要書類を市のホームページから入手できる仕組みの構築
メール等により事前に形式審査が実施できる仕組みの検討
- ・ 市ホームページを市民にわかりやすく、容易に利用できよう工夫・改善すること。
- ・ 市ホームページでの行政文書の閲覧について、改善・充実に図ること。
各支所の文書閲覧を可能とする改善
広報紙以外についても、過去の文書・資料の閲覧を可能とする改善
希望者は文書配布を終了し、ホームページでの閲覧に変更するシステムの検討

イ 効率化とコスト削減

- ・ 一般的な事務取扱の共通マニュアルの作成を検討すること。
- ・ 申請手続きの簡略化及び庁内事務の効率化を図ること。
- ・ 建設工事の早期発注に努めること。
- ・ 類似性質の補助金等の包括・統合による事務処理の効率化を図ること。

ウ わかりやすい行政の推進

- ・ ごみ収集カレンダーを市の総合カレンダーに位置づけ、主なイベント、当番医などの掲載について検討すること。
- ・ 市民が利用しやすい市役所とするため、窓口の総合案内機能の充実に図るとともに、総合案内機能の周知(サイン表示等)を工夫すること。
- ・ 市民にわかりやすい文書の作成を行うこと。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア インターネットの活用)

インターネットを利用して事前に申請用紙が入手できるなど、インターネットの活用を具体的に決め細やかに実施すること。

希望者には、広報紙のペーパー配布を停止することも可能なIT時代になっているのではないか。

(イ 効率化とコスト削減)

市民が行う申請事務等を簡略化するとともに、市役所内部事務を効率化することもあわせて検討すべき。

(ウ わかりやすい行政)

市民には市役所へ来庁するのは敷居が高く、自分が必要としたときに的確な情報をキャッチできる、気軽に相談できる総合窓口のような部署があればいいと思う。

11. 「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進

この項目における用語の定義は、庄原市まちづくり基本条例に定めるとおりです。

庄原市まちづくり基本条例(平成23年庄原市条例第28号) (抜粋)

(用語の定義)

第3条 この条例において、用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) まちづくり 市民が幸せに安心して暮らせるまちをつくるための活動および事業を意味します。
- (2) 参画 主体的に参加し、意思決定にかかわり行動することを意味します。
- (3) 協働 各主体がそれぞれの役割と責務のもと、対等な立場で共に考え、協力連携することを意味します。
- (4) 市民 市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する個人、住民自治組織および事業者を意味します。
- (5) 住民自治組織 自治振興区や自治会など、一定の地域に生活する人が参加し、良好な地域社会の維持や発展を目的とした団体または組織を意味します。
- (6) 事業者 市内において営利または非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人、団体または組織を意味します。
- (7) 市 市のすべての執行機関を意味します。

(1) まちづくり基本条例の実践

総括的意見

まちづくり基本条例の理念に沿った「市民主役のまちづくり」を実践するため、市民意識の向上と市職員の意識改革に取り組むこと。

また、当該条例に規定された各項目の実践に、全市を挙げて取り組むこと。

具体的事項及び留意事項

ア まちづくり基本条例の実践

- ・ まちづくり基本条例の計画的実践を進めるため「まちづくり行動計画(仮称)」を策定すること。
- ・ 「まちづくり月間(仮称)」の制定を検討すること。
- ・ 市は、まちづくり活動団体の相互ネットワーク化(交流・連携)を支援すること。
- ・ 既存事業について、協働の視点で見直し、協働のまちづくりを促進すること。

イ まちづくり基本条例の周知

- ・ 市民の参画意識の啓発、市職員の協働意識の向上に取り組むこと。
- ・ 学校・保育所等に出向いて、啓発を行うこと。
- ・ 民間事業所の職員を対象とした研修や啓発事業に努めること。
- ・ こども編だけでなく、事業所編や介護予防編等のリーフレットの作成を検討すること。
- ・ 啓発は、市、市民が協力しスピード感を持って実施し、速やかな浸透を図ること。

ウ 「まちづくり委員会(仮称)」の設置

- ・ 市民(NPO法人・まちづくり活動団体等を含む)で組織する「まちづくり委員会(仮称)」を設置するとともに、当該委員会、議会、行政が課題解決に向けて話し合う場を設定すること。
- ・ まちづくり委員会(仮称)、福祉関係団体及び自治振興区が連携し、まちづくりを推進するネットワークづくりを検討すること。

エ 施策の点検等

- ・ 施策の推進に関し、まちづくり基本条例の趣旨に沿っているか否かをチェックする体制を確立すること。
- ・ まちづくりプランナー・モニター制度の活用・充実を図ること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア まちづくり基本条例の実践)

まちづくり基本条例は制定されたが、施行2年目に入っても具体的な動きがみえない。

市民主役のまちづくりが浸透していないのではないか。

意識が共有されていない。まちづくり月間のようなものを作りみんなで考えることが必要ではないか。

まちづくりについて、様々な活動をされている団体が沢山あるとわかったが、行政主導ではなく、そのような団体をネットワークで繋いで支援するのが、これから行政の役割であると思う。

(イ まちづくり基本条例の周知)

資料に「市民の参画意識の啓発」とあるが、これは非常に大切なことである。

市職員が学校に出向いて、将来を担う子ども達にわかりやすく啓発してほしい。

子ども用リーフレットに名前を書くようになっているのであれば、何らかの動きを行うというメッセージであると思うので、それが生きるようにしてほしい。

まちづくり基本条例の視点をもって福祉業務に携わらないといけない。市内のケアマネージャー等は、参加意識を育てるためのまちづくり基本条例の研修を義務化するくらいの取り組みを行ってはどうか。

リーフレットについて、子ども編だけでなく事業所編や介護予防編等、色々な層で、このような取り組みがまちづくりであるということを示すといいのではないか。

まちづくり基本条例を知らずして参画はできないので、啓発は徐々に実施するというのではなく、市、市民が協力しスピード感を持って一気に浸透を図らないといけない。

(ウ 「まちづくり委員会(仮称)」の設置)

地域での課題、バスの問題にしても行政だけで方針を決定するのではなく、地域住民の声を聴いて進めていく体制が必要ではないか。

一例であるが、昨年、雪害対策としての「雪下ろし補助金」を市が突然制度化した。正に雪害という課題に対し、どう解決するかということを地域や自治振興区に投げかけて、それぞれの主体がどのような役割を担うか議論をした後で、補助金が必要であるという結論になったのであればよいが、その過程を飛び越えて実施するのであれば、まちづくり基本条例の趣旨を理解していないのではないか。

地域課題に対する各主体の役割分担等の検討ができるよう市民組織の「まちづくり委員会」のようなものを設置するなど具体的な対策を掲載するべきではないか。

まちづくり基本条例策定時には策定委員会を設置されたが、現在は組織がなく、基本条例の進捗状況をチェックする組織が必要ではないか。

福祉ばかりに頼ると自治の力が弱くなる。デイサービスの対象者が増えると街で元気な高齢者を見かけなくなり、走るのは福祉車両ばかりとなる。繋がりもなければ財政的な負担も計り知れなくなる。もう少し福祉と自治振興が近づき、そのネットワークを繋ぐ役割を、まちづくり委員会で担ってほしい。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(工 施策の点検等)

施策の推進に関し、行政内部でまちづくり基本条例の趣旨に沿っているかチェック機能を確立するべきである。

まちづくり事業の振り返りを、市民に問いかけてみる必要があるのではないか。

(その他)

まちづくりの活動に一部の人だけが活動しているように思う。

地域のイベントを行う場合も実行委員会メンバーとの繋がりにより、地元の企業が協賛金等で応援してくれていると思うが、これを市民と企業との関わりの観点からみると、市民が買い物をする際、市内の地元企業の店で買い物をしよう心がける必要があるのではないか。

また、規制はできないかもしれないが、市の職員は、市民の税金で給料をもらっている以上、庄原市内に居住し、市内でお金を消費するべきではないか。本当に協働のまちづくりを進め、みんなで本市を元気にしようというのであれば、これを意識しないと、商店はなくなり、働く場もなくなってしまふことになる。

11. 「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進

(2) 適切な情報提供

総括的意見

情報共有は、「まちづくり」において極めて重要な事項であり、協働のパートナーである市民との信頼関係を確立するため、積極的な情報の公開・提供に取り組むこと。

具体的事項及び留意事項

ア 情報発信

- ・ ホームページ、電子メール等を活用し、情報の発信に努めること。
- ・ 情報の公開・提供に関する職員意識の醸成を図ること。
- ・ 財政状況及び行政コストを含めた事務事業に関する情報を積極的に発信すること。
- ・ 市民の参画意識を醸成するため、問題提起型の情報提供を行うこと。

イ 情報のバリアフリー化

- ・ 市民が必要とすべき情報を必要とするときに入手できるよう、総合案内機能を確立すること。
- ・ ホームページの内容を充実するとともに、過去の情報を含め検索しやすい工夫を行うこと。
- ・ 市民にわかりやすい表現を使用すること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

広報紙で「起債残高が減少したので財政状況が改善しました。」という情報提供では、住民が主役のまちづくりは推進できないのではないかと。情報を持っている行政がこの地域はどういった状況で、5年後このような状況になりますよ、どのような取り組みをしますかといった、自分たちで考えられる問題提起型の情報提供が必要である。

市は様々な情報を発信しているが、それは市民が必要としない時は素通りしてしまう。

市民が気軽に照会できる総合相談部署を設置してほしい。

11. 「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進

(3) 市民の参画機会の拡大

総括的意見

行政運営は、市民のニーズ、意見等を的確に把握し、各種施策に反映させることが基本であり、協働のまちづくりを推進するため、会議形式のみならずインターネットの活用など多様な手法を設定し、市民の意見聴取機会、参画機会の拡大に努めること。

具体的事項及び留意事項

ア 参画機会の拡大

- ・ 協働のまちづくりを推進するため、多様な市民参画の機会を設定すること。
- ・ インターネットを活用した市民意見の聴取を積極的に行うこと。
- ・ 既存の制度についても効果的な周知及び積極的な活用を行うこと。
- ・ ワークショップの募集・設置を推進すること。

イ フィードバック

- ・ 市民から寄せられた意見、提案等に対し、市の考え方や施策への反映方針等を示すこと。
- ・ 市民から寄せられた意見や質問に対し、迅速な回答に努めること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

出前トークという制度があるということを知らなかった。

市政懇談会で出された意見に回答し、活かしていくための体制づくりがなされていないと思う。市民の意見を聞く旨の記載はあるが、意見を市政に反映し、実行していくための取り組みを行う旨を答申に記載してほしい。

電子メール等で市民が質問や問い合わせを行っても市役所から回答がないとの声を聞く。市民が不信感を抱かないためにも迅速な対応が必要である。

11. 「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進

(4) 協働の推進

総括的意見

全域での自治振興区設立から8年が経過するとともに、組織の再編及び自治振興センター化も完了し、地域づくりに関する総合的な調整機能や体制、活動拠点の整備が成されたところである。

今後においても、自治振興区相互の連携や行政との協働を進め、住民による地域づくり、住民自治の確立を図ることが要請されている。

具体的事項及び留意事項

ア 各主体の役割分担の明確化

- ・ 自治振興区、自治会の定義・要件等の明確化を行うこと。
- ・ 行政と自治振興区の役割をはじめ、協働のまちづくりの具体的なルール化を設定すること。

イ 協働関係

- ・ まちづくり基本条例を基底としたまちづくりを実践すること。
- ・ 行政事務事業の総点検を行い、積極的な協力・連携を模索すること。

ウ 各主体の連携強化

- ・ ネットワーク・サポート(自治振興区相互及びまちづくり関係団体との連携)体制の充実を図ること。

エ 自治振興交付金

- ・ まちづくり基本条例の趣旨に則り、自治振興区の自立を促し、定期的な交付金総額の見直しを行うとともに、地域実情、社会情勢、加えて活動内容の変化に対応した算定のあり方についても検討すること。

自治振興区の再編、公民館の自治振興センター化による情勢の変化に対応した算定基準

自治振興活動に対する行政負担のあり方、考え方の明示

自治振興区再編前の交付額にとらわれない新たな交付基準の設定

- ・ 交付金の活用状況について、モニタリングを行うこと。
- ・ 自治振興区から自治会へ交付された交付金について、チェック体制を確立すること。
- ・ 自治振興区が自立できる交付金の仕組みづくりを検討すること。

(参考)

【第2期審議会での主な意見】

(ア 各主体の役割分担の明確化)

自治振興区の役割をルール化すべき。

自治会・自治振興区それぞれの役割や立場を明確にする必要がある。

(ウ 各主体の連携強化)

自治振興区と各種まちづくり団体との連携を強化することが重要である。

(エ 自治振興交付金)

計画・予算の消化で終わっているのではないか。モニタリングを行い、交付金の活用状況の見直しが必要である。

自立がキーワードであり、市民、各組織・団体が自立するかが重要である。

自治振興区振興交付金が聖域になっているように思えてならない。少なくとも使途がわからない税金の交付はありえないと思う。

振興交付金の調整という表現は、現在の交付金の再配分というイメージが強い。本来どうあるべきか検討し、どれだけのお金が必要なのか、後からお金がついてくるやり方をしないと住民サービスのまちづくりは遠いと思う。

事業計画検討時に事業費から議論に入るのではなく、何をすべきかを考え、財源が足りないということであれば、どうやって工夫ができるか市民を含めて考えていかなければ成り立たない。自治振興区についても提案があったものに予算をつけ、それを考えないところには予算をつけないという明確な姿勢が必要である。

ゼロベースからの見直しであるとか、再編前の交付総額維持にとらわれない見直し方針に基づいた再配分をどのような手続きで実施するのか自治振興区のあり方を含めて検討を行う必要がある。

人口割りで配分され、使い切ることに力をいれるか、不測の支出に備え積み立てているのが現状であると思う。不測の支出に備えて積み立てている自治会があるのは、必要時にまとまった額が市からは出ないからである。全体に分配する額を縮小させても、必要な時にらせる交付金を確保することも必要である。このような状況を解消するために活動を主体とした配分とすべきではないか。

各自治振興区への配分割合を連合協議会等で決定審査するのであれば、利害関係もあり問題があると思う。

自治会での交付金の使途について、活動に見合った支出であるか等をチェックする必要があるのではないか。

公金である交付金を使用する組織であれば、自治会の規約や決算書を作成するのが当然ではないのか。

現状では、自治振興区が自治会の運営に積極的に関与することは難しく、自治振興区が自治会の監査を行う等の指針を市が示すべきではないか。

自治会が会計報告を自治振興区に報告していないということに驚いたが、やはりルールなくしてお金を配分するのは問題であると思う。

(その他)

今後、行政サービスは限られ地域で課題を解決しなければならなくなるのであれば、まちづくりの推進する部署の充実が必要ではないか。

